

下呂市告示第 209 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の通り指定代理納付者を指定したので、下呂市会計規則（平成 16 年下呂市規則第 43 号）第 15 条の 2 の規定により告示する。

令和 3 年 9 月 22 日

下呂市長 山 内 登

1 指定代理納付者の名称及び住所

名 称	住 所
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南 3 丁目 5 番 7 号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

下呂市ふるさと寄附条例（平成 20 年下呂市条例第 39 号）に基づく寄附金のうち、インターネットによる公金支払の方法により納付されるもの。

3 指定代理納付者に歳入させる期間

令和 3 年 10 月 1 日から契約満了の日まで